

## 一部免除を受けたときは 残りの保険料の納付を忘れずに

### ●保険料の一部免除とは

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。免除額には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4種類があります。このうち全額免除以外は免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除されていない保険料は納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されていても、「保険料未納期間」となってしまいますので、注意が必要です。

#### 【4分の3免除】

毎月の保険料の4分の3が免除。令和元年度の場合は、月額12,310円が免除され、残りの4,100円は納付しなければなりません。

#### 【半額免除】

毎月の保険料の半額が免除。令和元年度の場合は、月額8,210円が免除され、残りの8,200円は納付しなければなりません。

#### 【4分の1免除】

毎月の保険料の4分の1が免除。令和元年度の場合は、月額4,100円が免除され、残りの12,310円は納付しなければなりません。

### ●保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。未納のまま2年が経過すると、時効によって保険料を納めることができなくなります。これは、保険料の一部免除を受けた場合も同様です。ご注意ください。

※平成27年10月から実施されていた保険料の納付期間を5年に延長する特例措置、「5年後納制度」は、平成30年9月30日をもって終了しました。

▶問い合わせ先＝●宇都宮西年金事務 028(622)4281  
●住民課 国保年金係 ☎569134

## 第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)に関する パブリックコメントを実施します

上三川町では、平成27年3月に『上三川町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して子育てができる町づくりを推進してきました。

このたび第2期計画策定に向けて素案をとりまとめましたので、公表し、町民皆さんからのご意見等を募集します。お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類し、町の考え方を付けて公表します。なお、個々のご意見等に対して直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶公表する資料＝「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画(素案)」
- ▶意見募集期間＝令和元年12月11日(水)～令和2年1月10日(金)午後5時15分
- ▶資料閲覧期間＝令和元年12月11日(水)～令和2年1月10日(金)
- ▶資料の閲覧方法＝町ホームページのほか、役場町民ホール、中央公民館、子ども家庭課窓口にてご覧になれます。
- ▶意見等を提出できる方＝町内に居住・通勤・通学する方、本町で事業活動を行う個人・法人等、その他本案件に利害関係を有する個人・法人等
- ▶意見の提出方法＝意見等提出に係る詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※なお、ご意見等は口頭・電話では受付できません。

▶問い合わせ先＝子ども家庭課 子育て係 ☎569130

## スマホでらくらく確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマホ専用画面を提供しています。来年1月からスマホ専用画面で申告ができる方は、給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方です。

医療費控除やふるさと納税（寄付金控除）をはじめすべての所得控除にも対応します。

また、スマホ専用画面以外（WEB画面）でも、スマホで申告をすることができます。

スマホから確定申告（e-tax）をするためには、以下の方法があります。

### ①ID・パスワード方式

ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）の事前取得が必要です。お近くの税務署に本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）をお持ちいただければ、5分程度で取得できます。年内お早めの取得をお願いいたします。

### ②マイナンバーカード方式

マイナンバーカード対応スマホをお持ちの方は、スマホでマイナンバーカードを読み込み、カード取得時に設定した暗証番号を入力することで、e-tax送信ができます。

※詳細および対応スマホについては、国税庁ホームページをご確認ください。

### ▼問い合わせ先 宇都宮税務署

☎028(621)2151

(自動音声案内「2」)

## 非常勤職員の採用募集について

宇都宮税務署では非常勤職員の募集を行います。

▼募集期間 令和2年1月8日(水)まで

▼勤務期間 令和2年1月中旬から3月下旬頃

▼募集人数 100名程度

▼資格等 パソコン操作のできる方

▼勤務地 ①マロニエプラザ ②宇都宮税務署

▼勤務時間 ①午前8時30分から午後5時の間で3時間から7時間

②午前9時から午後5時の間で5.5時間

▼時給 ①950円②940円

▼勤務内容 ①確定申告会場でのパソコン操作補助 ②データ入力、書類整理及び郵便仕分等

### ▼問い合わせ先 宇都宮税務署 総務課

☎028(621)2151

(自動音声案内「2」)

## 宇都宮税務署からのごお願い

～来署の際には、

公共交通機関をご利用ください。～

毎年1月から3月は、多くの方が税務署に来署します。

税務署の駐車スペースは庁舎内の限られたスペースのみとなります。

税務署へお越しの際は、自家用車での来署をお控えいただき、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようご協力をお願いいたします。

### ▼問い合わせ先 宇都宮税務署

☎028(621)2151

(自動音声案内「2」)

## 消費生活センターにご相談ください

### 消費豆知識 77

### 脚立・はしごからの転落に注意!

**事例1** 玄関の電球を交換しようと脚立に上った際に転落した。右足を骨折し、手術することになった。

**事例2** 庭の柚子を採ろうとして、はしごに上がったところバランスを崩し、5段目あたりから転落した。痛みが続くので、病院を受診すると、骨盤や大腿骨を骨折しており、入院することになった。

・脚立やはしごから転落や転倒して骨折してしまうと、それをきっかけに寝たきりになることもあります。また、頭部などにけがを負い、後遺症が生じることもあるので注意が必要です。

・まだ大丈夫とは思わず、高所での作業は事業者等に依頼することも検討しましょう。加齢にともない、誰でも身体・認知の機能が衰えてきます。無理をしないようにしましょう。

・作業は一人きりでは行わず、用具も安定性の高いものを選び、使い方についても一度確認しましょう。

▼相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター

（役場1階 地域生活課内）

▼相談専用電話番号

☎(56)9153

